

第72号議案

文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年10月9日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹 羽 恵 玲 奈

文京区教育委員会規則第 号

文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則（令和六年十月文京区教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

（預かり保育料の減免）

第十六条 条例第十八条に規定する預かり保育料の減免は、文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年九月文京区教育委員会規則第二号）第二条に規定する場合に行うものとする。

2 預かり保育料の減免に係る申請等の手続については、文京区立幼稚園使用条例施行規則第二条に定めるところによる。

第十八条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。
別表第一文京区立認定こども園元町幼稚園の部の前に次のように加える。

施設 保育機能 利用	文京区立 認定こども 園柳町幼 稚園	
	二号認定 利用	一号認定 利用
十人		
十一人		
	十四人	十六人
	十四人	二十六人
	十四人	二十六人

文京区立認定こども園明化幼稚園			保育機能施設	
一号認定利用	二号認定利用	三号認定利用		
		十人		
		十一人		
十六人	十四人			
二十六人	十四人			
二十六人	十四人			

別表第二文京区立認定こども園元町幼稚園の項の前に次のように加える。

文京区立認定こども園柳町幼稚園	文京区立認定こども園明化幼稚園
十八人	十八人
六人	六人

別記様式第三号から別記様式第五号までを次のように改める。

別記様式第3号(第9条関係)

年 月 日

一号認定利用許可通知書

様

文京区教育委員会



以下のとおり一号認定利用を許可したのでお知らせします。

幼 児 名		生年月日	年 月 日
園 名			
入 園 日		整理番号	
備 考			

別記様式第4号（第10条関係）

（表）

第 号
年 月 日

様

文京区長
又は 文京区教育委員会



二号・三号認定利用許可通知書

幼稚園型認定こども園への入園について、以下のとおり許可します。

認定番号				
子ども	フリガナ			
	氏名			
	生年月日			
保護者	住所		住所	
	フリガナ		フリガナ	
	氏名		氏名	
	生年月日		生年月日	
利用予定 の施設	名称			
	所在地			
利用期間				
お問合せ先 住所 電話番号				

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第5号（第10条関係）

（表）

第 号
年 月 日

様

文京区長
又は 文京区教育委員会



二号・三号認定利用保留通知書

申込みを受けた幼稚園型認定こども園への入園については、入園を希望した月に直ちに
入園することはできませんので、通知します。ただし、以下の申込みの有効期間までは利用
調整の対象となります。

認定番号				
子ども	フリガナ			
	氏名			
	生年月日			
保護者	住所		住所	
	フリガナ		フリガナ	
	氏名		氏名	
	生年月日		生年月日	
希望入所年月日				
有効期間				
お問合せ先				
住所				
電話番号				

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第八号から別記様式第十三号までを次のように改める。

別記様式第八号 削除

別記様式第九号 削除

保 育 停 止 申 立 書

年 月 日

文 京 区 長 殿

又は 文京区教育委員会 殿

保護者	住所	文京区 丁目 番 号	
	氏名 (自署又は 記名押印)	フリガナ	電話番号(昼間連絡先)
		フリガナ	電話番号(昼間連絡先)
児童名 (生年月日)	フリガナ	(年 月 日)	園
	フリガナ	(年 月 日)	園
	フリガナ	(年 月 日)	園

文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則第18条第1項の規定により、下記のとおり保育の停止を申し立てます。

記

1 理由

- (1) 里帰り出産 ※ 母子手帳の出産予定日のページのコピーをご提出ください。
- (2) 在園児の傷病 ※ 診断書をご提出ください。
- (3) その他

2 期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 停止中の住所及び連絡先

確認欄

- 1 保育の停止は、年度で最大2か月までです。
- 2 保育の停止は、月単位となります。
- 3 停止期間後、登園されない場合は、退園となります。

保護者氏名
(自署又は記名押印)

別記様式第11号（第18条関係）

（表）

第 号
年 月 日

様

文京区長
又は 文京区教育委員会

印

保育停止通知書

以下のとおり保育を停止したので、通知します。

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
利用施設	名称	
	所在地	
決定年月日		
保育実施停止期間		
停止理由		
お問合せ先		
住所		
電話番号		

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は

となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第12号（第18条関係）

(表)

第 号
年 月 日

様

文京区長
又は 文京区教育委員会

印

停止解除通知書

以下のとおり保育の停止を解除したので、通知します。

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
利用施設	名称	
	所在地	
停止終了年月日		
お問合せ先 住所 電話番号		

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は

となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第13号（第20条関係）

(表)

第 号
年 月 日

様

文京区長
又は 文京区教育委員会



二号・三号認定利用解除通知書

以下のとおり利用を解除しましたので、通知します。

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
利用施設	名称	
	所在地	
利用終了年月日		
解除理由		
お問合せ先 住所 電話番号		

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定、第十八条の改正規定並びに別記様式第三号から別記様式第五号まで及び別記様式第八号から別記様式第十三号までの改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 文京区立認定こども園柳町幼稚園及び文京区立認定こども園明化幼稚園の利用に関し必要な手続その他の準備については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日の前日において、文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号）第二条の規定により次の各号に掲げる幼稚園に係る入園の許可を受けている幼児については、施行日において、それぞれ当該各号に定める幼稚園型認定こども園に係る文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則第九条第一項の規定による一号認定利用の許可を受けたものとみなす。

一 文京区立柳町幼稚園 文京区立認定こども園柳町幼稚園

二 文京区立明化幼稚園 文京区立認定こども園明化幼稚園

- 4 前項の場合において、文京区立幼稚園使用条例第四条の規定により同項各号に掲げる幼稚園に係る預かり保育の許可を受けている幼児については、それぞれ当該各号に定める幼稚園型認定こども園に係る文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則第十三条第三項の規定による預かり保育の登録利用の許可を受けたものとみなす。

- 5 施行日の前日において、文京区立幼稚園使用条例第二条の規定による文京区立柳町幼稚園に係る入園の許可

を受け、かつ、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則を廃止する規則（令和 年

月文京区教育委員会規則第

号）による廃止前の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する

条例施行規則（平成十七年十月文京区教育委員会規則第五号）第六条第一項の規定による文京区立柳町幼稚園に係る長時間保育の実施の許可を受けている幼児又は文京区保育所における保育に関する条例施行規則（平成十年三月文京区規則第二十一号）の規定により文京区立柳町保育園に係る入所の承諾を受けている児童の保護者から文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則第八条第一項の規定により文京区立認定こども園柳町幼稚園に係る二号認定利用の申込みがあつたときは、区長等は、文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則第十条第二項の規定にかかわらず、施行日を利用期間の初日として、当該幼児又は児童の文京区立認定こども園柳町幼稚園に係る二号認定利用を許可する。

6

施行日の前日において、文京区保育所における保育に関する条例施行規則の規定により文京区立柳町保育園に係る入所の承諾を受けている児童（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十三条第四項に規定する満三歳未満保育認定子どもに限る。）については、施行日において、文京区立認定こども園柳町幼稚園に係る文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則第十条第一項の規定による三号認定利用の許可を受けたものとみなす。

文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則（令和六年十月文京区教育委員会規則第十号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則 令和六年十月文京区教育委員会規則第十号 令和八年 月文京区教育委員会規則第 号 第一条～第十五条 （略） （<u>預かり保育料の減免</u>） 第十六条 条例第十八条に規定する<u>預かり保育料の減免は、</u> <u>文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年九月文京区教育委員会規則第二号）第二条に規定する場合に</u> <u>行う</u> <u>ものとする。</u> 2 <u>預かり保育料の減免に係る</u> <u>申請等の手続については、文京区立幼稚園使用条例施行規則第二条に定めるところによる。</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> 第十七条 （略）	○文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則 令和六年十月文京区教育委員会規則第十号 第一条～第十五条 （略） （<u>保育料等</u> の減免） 第十六条 条例第十八条に規定する<u>保育料等の減免</u> は、<u>一号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児にあっては文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年九月文京区教育委員会規則第二号）第二条に規定する場合に、二号・三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児にあっては文京区保育所における保育に関する条例施行規則第六条に規定する場合に行うものとする。</u> 2 <u>一号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保育料等の減免に係る申請等の手続については、文京区立幼稚園使用条例施行規則第二条に定めるところによる。</u> 3 <u>二号・三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保育料等の減額を受けようとする者は、保育料徴収金減額申請書（別記様式第八号）により、申請しなければならない。</u> 4 <u>区長等は、前項の申請を受けた場合は、速やかに、減額の可否を決定し、保育料減額適用通知書（別記様式第九号）により通知しなければならない。</u> 5 <u>前項に定める減額決定の効果は、申請日の属する月の翌月初日をもって始まり、減額条件の消滅する日の属する月の翌月初日をもって終了する。</u> 第十七条 （略）

(二号・三号認定利用の停止)

第十八条 二号・三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児が疾病等のため、一月以上通園することができなくなったときは、その保護者は、保育停止申立書（別記様式第十号）を区長等に提出しなければならない。

- 2 区長等は、前項の申立てが相当であると認めたときは、二月を限度に二号・三号認定利用を停止することができる。この場合において、区長等は、保育停止通知書（別記様式第十一号）により、保護者に通知するものとする。

(削除)

- 3 前項の規定による二号・三号認定利用を停止する期間が終了したときは、区長等は、停止解除通知書（別記様式第十二号）により、保護者に通知するものとする。

第十九条～第二十二条 （略）

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定、第十八条の改正規定並びに別記様式第三号から別記様式第五号まで及び別記様式第八号から別記様式第十三号までの改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 文京区立認定こども園柳町幼稚園及び文京区立認定こども園明化幼稚園の利用に関し必要な手続その他の準備については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(二号・三号認定利用の停止)

第十八条 二号・三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児が疾病等のため、一月以上通園することができなくなったときは、その保護者は、保育停止申立書（別記様式第十号）を区長等に提出しなければならない。

- 2 区長等は、前項の申立てが相当であると認めたときは、二月を限度に二号・三号認定利用を停止することができる。この場合において、区長等は、保育停止通知書（別記様式第十一号）により、保護者に通知するものとする。

- 3 区長等は、前項の場合において、月の初日から末日までの全日数にわたって二号・三号認定利用を停止する月が生じるときは、当該月に係る保育料は徴収しない。

- 4 第二項の規定による二号・三号認定利用を停止する期間が終了したときは、区長等は、停止解除通知書（別記様式第十二号）により、保護者に通知するものとする。

第十九条～第二十二条 （略）

(経過措置)

- 3 施行日の前日において、文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号）第二条の規定により次の各号に掲げる幼稚園に係る入園の許可を受けている幼児については、施行日において、それぞれ当該各号に定める幼稚園型認定こども園に係る文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則第九条第一項の規定による一号認定利用の許可を受けたものとみなす。
- 一 文京区立柳町幼稚園 文京区立認定こども園柳町幼稚園
 - 二 文京区立明化幼稚園 文京区立認定こども園明化幼稚園
- 4 前項の場合において、文京区立幼稚園使用条例第四条の規定により同項各号に掲げる幼稚園に係る預かり保育の許可を受けている幼児については、それぞれ当該各号に定める幼稚園型認定こども園に係る文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則第十三条第三項の規定による預かり保育の登録利用の許可を受けたものとみなす。
- 5 施行日の前日において、文京区立幼稚園使用条例第二条の規定による文京区立柳町幼稚園に係る入園の許可を受け、かつ、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則を廃止する規則（令和 年 月文京区教育委員会規則第 号）による廃止前の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則（平成十七年十月文京区教育委員会規則第五号）第六条第一項の規定による文京区立柳町幼稚園に係る長時間保育の実施の許可を受けている幼児又は文京区保育所における保育に関する条例施行規則（平成十年三月文京区規則第二十一号）の規定により文京区立柳町保育園に係る入所の承諾を受けている児童の保護者から文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則第八条第一項の規定により文京区立認定こども園柳町幼稚園に係る二号認定利用の申込みがあったときは、区長等は、文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則第十条第二項の規定にかかわらず、施行日を利用期間の初日として、当該幼児又は児童の文京区立認定こども園柳町

幼稚園に係る二号認定利用を許可する。

- 6 施行日の前日において、文京区保育所における保育に関する条例施行規則の規定により文京区立柳町保育園に係る入所の承諾を受けている児童（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十三条第四項に規定する満三歳未満保育認定子どもに限る。）については、施行日において、文京区立認定こども園柳町幼稚園に係る文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則第十条第一項の規定による三号認定利用の許可を受けたものとみなす。

別表第一（第三条関係）

名称	構成する施設	区分	一歳児	二歳児	三歳児	四歳児	五歳児
文京区立 認定こども園柳町 幼稚園	幼稚園	一号認定 利用			十六人	二十六人	二十六人
		二号認定 利用			十四人	十四人	十四人
	保育機能 施設	三号認定 利用	十人	十一人			
文京区立 認定こども園明化 幼稚園	幼稚園	一号認定 利用			十六人	二十六人	二十六人
		二号認定 利用			十四人	十四人	十四人
	保育機能 施設	三号認定 利用	十人	十一人			
文京区立 認定こども園元町 幼稚園	幼稚園	一号認定 利用			十六人	二十六人	二十六人
		二号認定 利用			十四人	十四人	十四人
	保育機能 施設	三号認定 利用	十人	十一人			

別表第一（第三条関係）

名称	構成する施設	区分	一歳児	二歳児	三歳児	四歳児	五歳児
(新設)							
(新設)							
文京区立 認定こども園元町 幼稚園	幼稚園	一号認定 利用			十六人	二十六人	二十六人
		二号認定 利用			十四人	十四人	十四人
	保育機能 施設	三号認定 利用	十人	十一人			

別表第二（第十四条関係）

名称	延長保育	日を指定して行う 延長保育
文京区立認定こども園柳町幼稚園	十八人	六人
文京区立認定こども園明化幼稚園	十八人	六人
文京区立認定こども園元町幼稚園	十八人	六人

別記様式第1号（第7条関係）（略）

別記様式第2号（第8条関係）（略）

別記様式第3号（第9条関係）【別記1 参照】

別記様式第4号（第10条関係）【別記2 参照】

別記様式第5号（第10条関係）【別記3 参照】

別記様式第6号（第13条関係）（略）

別記様式第7号（第13条関係）（略）

別記様式第8号 削除

別記様式第9号 削除

別記様式第10号（第18条関係）【別記4 参照】

別記様式第11号（第18条関係）【別記5 参照】

別記様式第12号（第18条関係）【別記6 参照】

別記様式第13号（第20条関係）【別記7 参照】

別表第二（第十四条関係）

名称	延長保育	日を指定して行う 延長保育
(新設)		
(新設)		
文京区立認定こども園元町幼稚園	十八人	六人

別記様式第1号（第7条関係）（略）

別記様式第2号（第8条関係）（略）

別記様式第3号（第9条関係）（略）

別記様式第4号（第10条関係）（略）

別記様式第5号（第10条関係）（略）

別記様式第6号（第13条関係）（略）

別記様式第7号（第13条関係）（略）

別記様式第8号（第16条関係）（略）

別記様式第9号（第16条関係）（略）

別記様式第10号（第18条関係）（略）

別記様式第11号（第18条関係）（略）

別記様式第12号（第18条関係）（略）

別記様式第13号（第20条関係）（略）

別記様式第3号(第9条関係)

年 月 日

一号認定利用許可通知書

様

文京区教育委員会



以下のとおり一号認定利用を許可したのでお知らせします。

幼 児 名		生年月日	年 月 日
園 名			
入 園 日		整理番号	
備 考			

別記様式第4号（第10条関係）

（表）

第 号
年 月 日

様

文京区長
又は 文京区教育委員会

印

二号・三号認定利用許可通知書

幼稚園型認定こども園への入園について、以下のとおり許可します。

認定番号				
子ども	フリガナ			
	氏名			
	生年月日			
保護者	住所		住所	
	フリガナ		フリガナ	
	氏名		氏名	
	生年月日		生年月日	
利用予定 の施設	名称			
	所在地			
利用期間				
お問合せ先				
住所				
電話番号				

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は

となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第5号（第10条関係）

(表)

第 号
年 月 日

様

文京区長
又は 文京区教育委員会



二号・三号認定利用保留通知書

申込みを受けた幼稚園型認定こども園への入園については、入園を希望した月に直ちに
入園することはできませんので、通知します。ただし、以下の申込みの有効期間までは利用
調整の対象となります。

認定番号			
子ども	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
保護者	住所	住所	
	フリガナ	フリガナ	
	氏名	氏名	
	生年月日	生年月日	
希望入所年月日			
有効期間			
お問合せ先 住所 電話番号			

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は

となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第10号(第18条関係)

保 育 停 止 申 立 書

年 月 日

文 京 区 長 殿

又は 文京区教育委員会 殿

保護者	住所	文京区 丁目 番 号	
	氏名 (自署又は 記名押印)	フリガナ	電話番号(昼間連絡先)
		フリガナ	電話番号(昼間連絡先)
児童名 (生年月日)	フリガナ	(年 月 日)	園
	フリガナ	(年 月 日)	園
	フリガナ	(年 月 日)	園

文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則第18条第1項の規定により、下記のとおり保育の停止を申し立てます。

記

1 理由

- (1) 里帰り出産 ※ 母子手帳の出産予定日のページのコピーをご提出ください。
- (2) 在園児の傷病 ※ 診断書をご提出ください。
- (3) その他

2 期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 停止中の住所及び連絡先

確認欄

- 1 保育の停止は、年度で最大2か月までです。
- 2 保育の停止は、月単位となります。
- 3 停止期間後、登園されない場合は、退園となります。

保護者氏名

(自署又は記名押印)

別記様式第11号 (第18条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

文京区長
又は 文京区教育委員会

印

保育停止通知書

以下のとおり保育を停止したので、通知します。

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
利用施設	名称	
	所在地	
決定年月日		
保育実施停止期間		
停止理由		
お問合せ先 住所 電話番号		

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は

となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第12号（第18条関係）

(表)

第 号
年 月 日

様

文京区長
又は 文京区教育委員会



停止解除通知書

以下のとおり保育の停止を解除したので、通知します。

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
利用施設	名称	
	所在地	
停止終了年月日		
お問合せ先 住所 電話番号		

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は

となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第 13 号 (第 20 条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

文京区長
又は 文京区教育委員会

二号・三号認定利用解除通知書

以下のとおり利用を解除しましたので、通知します。

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
利用施設	名称	
	所在地	
利用終了年月日		
解除理由		
お問合せ先 住所 電話番号		

(裏)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。